

東成瀬村学校給食調理等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本村（以下「村」という）では、令和6年度から東成瀬村学校給食センター（以下「給食センター」という）の調理・配送等業務を民間事業者へ委託するため、次のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この実施要領は、調理・配送等業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

2. 業務概要

- (1) 件名：東成瀬村学校給食調理等業務委託
- (2) 業務場所：東成瀬村学校給食センター 東成瀬村田子内字上林18番地3
- (3) 業務内容：別紙学校給食調理等業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間
- (5) 提案限度額：114,933千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3. 業務引継期間

業務引継期間については、委託者と受託予定者が協議し、期間を設定することとし、当該期間に係る経費は受託者の負担とします。

4. 参加資格

(1) 参加要件

参加事業者は、次の要件を全て満たしていることとします。

ア 令和5・6年度東成瀬村入札参加資格名簿に掲載されている者、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する共同調理場の調理業務において、1施設の調理食数が150食以上の業務履行実績があり、かつ東北六県に所在する学校給食共同調理場の業務実績がある者のうち、過去5年以内に2年以上の実績がある者。なお、業務実績については、任意様式で提出すること。

イ 学校給食調理において、食物アレルギー対応食（除去食又は代替食）の調理実績があること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつ参加申込書の提出現在で、東成瀬村の指名停止措置を受けていない者であること。なお、契約締結までの間に東成瀬村から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

- エ 秋田県内に本店又は支社若しくは営業所を有する者、又は契約後速やかに村内に営業所等を設置し、緊急時に迅速に対応できる体制がとれる者であること。
- オ 製造物責任法（平成6年法律85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入している者。
- カ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可を有する者。
- キ 学校給食法のほか、学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を遵守した業務が遂行出来る者であること。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号施行）の規定による再生手続き開始の申立てがされていない者であること。
- ケ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- コ 東成瀬村暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第7条に該当しない者であること。
- サ 本実施要領等の公表日から起算して過去3年以内に食品衛生法の規定により、許可を取り消されたことがない者であること。

（2）参加資格の確認

プロポーザル参加申込書及び提出書類により参加資格を確認して、随時参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで結果を通知します。

ただし、参加資格確認後から優先交渉者の選定までに、参加者の備えるべき要件を欠くような事態が乗じた場合は失格とします。

（3）参加に関する留意事項

ア 参加事業者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

ウ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係わらず返却しません。

エ 村が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

また、この検討の範囲内であっても、村の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は、内容を掲示することを禁止します。

オ 参加表明書提出日から委託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とします。

（ア）参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

（イ）同一の参加事業者が複数の提案を行った場合

- (ウ) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- (エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (オ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) 著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

ア 村が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ 本実施要領に定めるものの他、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

ウ 選考結果についての不服及び異議申し立ては認めません。

5. 実施形式

(1) 公募型プロポーザル方式

(2) 技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査を行い、優先交渉者を選定します。

(3) スケジュール

事業実施のスケジュールは次のとおりとする。ただし、受付は、午前8時30分から午後5時00分までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

実施要領等の公示	令和6年2月26日(月)
実施要領等に関する質問期限	令和6年2月29日(木)
質問の回答	令和6年3月1日(金)
参加申込書の提出期限	令和6年3月1日(金)
技術提案書の提出期限(企画提案書)	令和6年3月6日(水)
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和6年3月上旬
審査結果通知	令和6年3月上旬
業務委託予定事業者の決定	令和6年3月上旬
業務委託事業者の決定	令和6年3月中旬

※参加申込書提出者で希望する者に施設現地確認の機会を設けます。

6. 公表書類等

(1) 公表書類

- ア 学校給食調理等業務委託プロポーザル実施要領
- イ 学校給食調理等業務委託仕様書
- ウ 様式一覧
- エ 校給食センター配置図及び厨房関連機器一覧
- オ 学校給食献立予定表等

(2) 公表方法

東成瀬村のホームページに公表します。

7. 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

実施要領等に関する質問書のPDF形式データ及びワード形式データを電子メールで提出すること。電子メールの件名は「東成瀬村学校給食調理等業務委託プロポーザル質問書」とし、必ず電話で着信確認を行ってください。なお、電話、口頭による質問には応じません。

(2) 提出先

「13. 担当課・提出先」に記載の通り

(3) 提出期限

令和6年2月29日午後5時00分まで(必ず着信確認を上記期限までに行うこと)

(4) 質問回答期限

令和6年3月1日(金)

(5) 回答方法

実施要領等に関する質問の回答、全ての質問に対し一括してホームページに掲載します。

8. 参加申込

(1) 申込方法

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書(様式第2号)を持参または郵送してください。

(2) 提出先「13 担当課・提出先」に記載の通り

(3) 提出期限

令和6年3月1日(金)午後5時00分まで(郵送場合には必着)

(4) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書

イ 誓約書

ウ 学校給食調理等業務履行実績

(5) 提出部数

1部

9. 技術提案書等の提出

(1) 提出方法

技術提案書等の提出書類を持参または郵送してください。

(2) 提出先

「13. 担当課・提出先」に記載のとおり。

(3) 提出期限

令和6年3月6日(水)午後5時00分まで(郵送の場合は必着)

(4) 提出書類

ア 技術提案書(様式第5号)

イ 審査基準に対する提案書内容説明書、提案書(様式第6号から第12号まで)

ウ 学校給食調理等業務履行実績(様式第4号)

(5) 提出書類の作成方法

ア 技術提案書等の規格は、A4縦型・縦書き・片面印刷・左綴じとし、下段にページ番号を記載してください。

イ 提出書類を綴り込む順番は、様式一覧順のとおりとします。

(6) 提案見積書

5年間の見積金額及び各年度の見積金額について記載すること。各年度別の内訳として、積算内訳書(様式は任意)を添付してください。なお、見積に当たっては、本実施要領「2. 業務概要(5)」の提案限度額を超えてはいけません。

※ 地域貢献について

調理業務従事者の雇用について、現在、調理業務に従事しているパート職員の活用に関する提案を行ってください。

(7) 提出部数

正本1部、副本5部

但し、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットでも可とします。

10. 審査方法

(1) 審査方法

ア 審査は、東成瀬村学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)が行います。

イ 技術提案書に基づき、参加者がプレゼンテーションを行った上で、委員会が技術提案書の内容を審査し、優先交渉者と次点者を選定します。

ウ 審査は、提出された技術提案書に基づき、審査基準の項目ごとに評価します。

(2) 審査基準

別紙の通り

(3) プレゼンテーションについて

ア 実施日・場所

令和6年3月上旬予定

※ 期日・時間等詳細は、別途技術提案書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

イ 実施時間

1 参加者30分以内を予定しています。

(プレゼンテーション：15分、ヒアリング15分)

ウ 出席者

3名までとします。

エ 実施方法

プレゼンテーションは事前に提出した技術提案書等を基に口頭で説明を行ってください。

なお、事前に提出した技術提案書等以外の資料の配布（差し替え含む）は一切認めません。また、パソコン、スクリーン、プロジェクター等を使用する際は、参加申込書の提出に併せて連絡してください。なお、スクリーンとプロジェクターに関しては、こちらで準備を行います。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に文書で通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じません。

1.1. 契約

村は、委員会が選定した優先交渉者を随意契約の相手方として業務委託契約締結に向けた調整を行い、調整がついた場合には契約を締結するものとします。

優先交渉者が辞退したとき、参加資格要件を欠くと判断されたとき又は契約交渉が不調となったときには、次点者を交渉の相手とします。

1.2. 参加に関する留意事項等

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします

- ア 参加資格要件を欠くと判断された場合
- イ 提案見積額が提案上限額を超えている場合
- ウ 提出された技術提案書等の書類に虚偽の記載があった場合
- エ 参加申込書、技術提案書等が提出期限に遅延した場合
- オ 審査の公平性を害する行為があった場合
- カ 実施要領及び仕様書等を満たしていない場合

(2) 留意点

- ア 参加者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって、本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 参加に関して必要な費用は、参加者の負担とします。
- ウ 提出書類の著作権は原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した技術提案書等の著作権は村に帰属するものとします。
- エ 提出書類は返却しません。ただし、内容等について、参加者に無断で使用しないものとします。
- オ 提出された提案内容の公開については、東成瀬村情報公開条例（平成9年東成瀬村条例第1号）に基づき対応するものとします。
- カ 参加者が応募を辞退するときは、参加辞退届を提出してください。
- キ 提案見積額は、提案内容評価の参考とするものであり、別途、委託契約締結に向けた調整を年度毎に行うものとします。

1.3. 担当課・提出先

東成瀬村教育委員会

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30番地1

TEL：0182-47-3415

FAX：0182-47-2119

E-mail：kyouiku@vill.higashinaruse.akita.jp

(別紙)

審査基準

審査の評価項目及び評価点は次のとおりとします。

評価項目	評価点
会社概要・業務受託実績	20点
学校給食に対する基本的な考え方に関する提案	25点
安全衛生管理体制等に関する提案	30点
危機管理体制に関する提案	25点
食物アレルギー対応に関する提案	15点
調理等業務の実施体制や職員研修に関する提案	40点
地域貢献に関する提案	15点
その他独自の取組み等に関する提案	15点
見積金額	15点
合計	200点

・見積金額の評価方法

15 (配点) × (最低見積者価格 / 見積価格) 少数第三位を四捨五入

※最低見積価格者が15点満点になる計算